

水戸市上下水道局建設工事における合冊入札実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、水戸市上下水道局が発注する建設工事の円滑で適正な施工を目的として、複数の請負契約をその性質上同一の者と締結する必要がある建設工事について、当該複数の請負契約に係る競争入札を一の競争入札（以下「合冊入札」という。）により行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(主体工事等)

第2条 合冊入札に係る建設工事については、事業の起因となる建設工事を主体工事とし、他の建設工事を関連工事とする。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める場合は、この限りでない。

(対象案件)

第3条 合冊入札の対象となる建設工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 主体工事の契約予定金額が水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号。以下「契約規程」という。）第16条第1項に規定する額以上であって、関連工事の契約予定金額が水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）第129条第1項第1号に規定する額以上であるもの。

(2) 主体工事及び関連工事（以下「主体工事等」という。）を一の建設工事として設計する方法によらないこととする合理的な理由があるもの。

(3) 主体工事等をそれぞれ発注した場合に、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等の理由により、同一の者と契約することが適当であると判断されるもの。

(4) 主体工事等の施工場所及び施工時期が同一であるもの。

(5) 主体工事等の請負契約の締結を同時に行うことができるもの。

(6) 主体工事等の工種が土木一式又は水道施設であること。

(主管課)

第4条 主体工事等の主管課（以下「主管課」という。）は、主体工事の担当課とする。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

(実施の決定)

第5条 合冊入札の実施に当たっては、主管課において、合冊入札伺いを起案することとし、主体工事等の契約予定金額の合計額（以下「合冊契約予定金額」という。）に応じて、関連工事の担当課の合議を経るものとする。

2 合冊入札の実施については、契約規程第40条に規定する水戸市建設工事等入札審査会の審査を経て決定するものとする。

(契約予定金額の算出等)

第6条 主体工事等の設計を担当する者は、主体工事等の契約予定金額を算出するものとする。

2 合冊入札を執行する場合における予定価格（以下「合冊予定価格」という。）、最低制限価格（以下「合冊最低制限価格」という。）、調査基準価格（以下「合冊調査基準価格」という。）及び失格基準価格（以下「合冊失格基準価格」という。）の算出の基礎となる契約予定金額は、合冊契約予定金額とする。

- 3 合冊契約予定金額は、契約規程第48条及び別表第2に規定する契約予定金額とみなす。
- 4 合冊入札における工種は主体工事の工種とし、格付等級は合冊契約予定金額に応じた等級とするものとする。
- 5 合冊入札に参加するものは、主体工事等のいずれの工種においても有資格請負業者であることとする。なお、共同企業体においては、構成員すべてが主体工事等のいずれの工種においても有資格請負業者であることとする。
- 6 主体工事等の工種が異なる場合、契約予定金額算出における間接工事費の調整については、随意契約の例によるものとする。

(入札書)

第7条 合冊入札に係る入札書は1通とし、当該建設工事に係る全ての工事名並びに主体工事に係る工事価格及び関連工事に係る工事価格との合計金額を記載するものとする。ただし、当該合計金額には消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含まないものを記載するものとする。

(工事費内訳書)

第8条 合冊入札に係る工事費内訳書は、建設工事ごとに作成するものとし、工事費内訳書（総括）は、当該建設工事に係る全ての工事名及び合計金額を記載して1通とするものとする。

(契約書)

第9条 合冊入札に係る契約書は、建設工事ごとに作成するものとし、以降については主体工事等各々の工種として取り扱うものとする。

(契約金額の算定)

第10条 主体工事等の契約金額は、合冊入札による落札者の入札額を主体工事等の契約予定金額の割合に応じて按分した金額（以下「税抜按分落札金額」という。）に消費税等を加算した金額とする。

- 2 税抜按分落札金額に千円未満の端数が生じる場合は、関連工事の税抜按分落札金額の当該端数を切り捨て、主体工事の税抜按分落札金額で調整するものとする。ただし、主体工事の担当課が別に計算方法を指示する場合は、この限りでない。

(入札結果等の公表)

第11条 入札結果の公表は、合冊予定価格、合冊最低制限価格、合冊調査基準価格、合冊失格基準価格及び合冊入札における落札金額をもって行うものとする。

(配置技術者等)

第12条 主体工事等を一の建設工事とし、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、同一の者を配置することができるものとする。ただし、主体工事等の契約金額の合計が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第27条第1項に規定する額以上になる場合は、主任技術者等は専任の者でなければならない。

- 2 前項の場合において、主体工事等の下請契約の請負代金の合計が令第2条第1項に規定する額以上になる場合は、監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない
- 3 主体工事等のいずれか、又は全ての工事において、建設工事ごとに専任を要する監理

技術者の配置が必要な場合、同一の者が当該合冊入札工事以外の建設工事の主任技術者等を兼ねることはできない。

4 主体工事等を一の建設工事とし、現場代理人は、同一の者を配置することができるものとする。

(合冊建設工事の実施)

第13条 主体工事等の担当課は、それぞれ監督員を任命し、相互の連絡等を密にして、当該建設工事の設計並びに施工等の調整及び協議を行い、当該建設工事の円滑な実施を図らなければならない。

(補則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。